全建労発第　53 号
平成 25 年 12 月 5 日

各都道府県建設業協会会長　　殿

一般社団法人　全国建設業協会
会　　長　淺　沼　健　一
（公印省略）

平成 26 年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の
就職・採用活動に係る取扱い等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省職業安定局長より、本会に対し、標記について周知依頼がありました。

つきましては、公共職業安定機関における取扱い及び公平・公正な採用の確保等についてご配慮いただき、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われますよう貴協会傘下会員に対し、ご周知いただきますようご協力方お願い申し上げます。

以上

職発 1128 第 8 号
平成25年11月28日

一般社団法人 全国建設業協会　会長　殿

厚生労働省職業安定局長

平成２６年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の
就職・採用活動に係る取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業予定者の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成２６年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、企業側は従前の「採用選考に関する企業の倫理憲章」（以下「倫理憲章」という。）に基づくこととし、大学等側においても、従前の「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）のとおりとすることとされています。

これを受けて、厚生労働省としましては、この従前の倫理憲章及び申合せに基づき、大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、公共職業安定機関においては、下記のとおり取り扱うこととといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記２の事項について御配意をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

なお、平成２７年度以降の大学等卒業予定者にかかる扱い（別添参照）については、平成２５年１１月２２日に再チャレンジ担当大臣・内閣府特命担当大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣連名により、就職・採用活動開始時期変更の趣旨目的の周知徹底等について要請いたしましたが、就職・採用時期変更の円滑な実現のためには、政府、大学、経済界が一体となって取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

記

1　公共職業安定機関における取扱い

従前の倫理憲章及び申合せ内容を踏まえ、平成２６年度の公共職業安定機関における取扱いは、次のとおりとする。

(1)　求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成２６年度の大学等卒業予定者（以下「大学等新卒者」という。）に係る求人票、求人要項等は、平成２６年４月１日以降に展示・公開する。

なお、平成２６年４月１日前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

(2)　公共職業安定機関が作成する求人情報、ガイドブック等について

大学等新卒者を対象とした求人要項記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、平成２６年４月１日以降とする。

(3)　公共職業安定機関が主催する学生対象の就職面接会について

公共職業安定機関が主催する大学等新卒者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、求人の展示・公開開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

(4)　専修学校等の取扱いについて

倫理憲章及び申合せは、平成２６年度専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、公共職業安定機関においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2　公平・公正な採用の確保等

公共職業安定機関としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

①　高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること

②　男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと

③　学生の自由な就職活動を妨げないようにすること

④　募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと

⑤　新規学卒者以外にも多くの若年者が応募できるよう、応募機会の確保に努める

こと。

就職・採用活動開始時期の変更について

平成25年4月19日に開催された「経済界との意見交換会」において、安倍内閣総理大臣から経済界に対し、平成27年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動開始時期変更を要請しました。

この要請は、平成27年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動のスケジュールを以下のように変更することを求めたもので、その後、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において政府方針として決定されました。（裏面参照）

一般社団法人日本経済団体連合会、就職問題懇談会（大学、短大、高等専門学校で構成）においても、この内容を踏まえた指針、申し合わせを決定しています。（裏面参照）

詳細は、
①首相官邸ホームページ「就職・採用活動開始時期変更に関するお知らせ」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ywforum/zikihenkou_info.html
②政府インターネットテレビ
「稲田大臣インタビュー～就職・採用活動開始時期の変更に向けて」
http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg8598.html
をご覧ください。

平成27年度卒業・修了予定者（現在の大学2年生等）から、
広報活動は、卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に開始、
その後の採用選考活動は、卒業・修了年度の8月1日以降に開始となります。

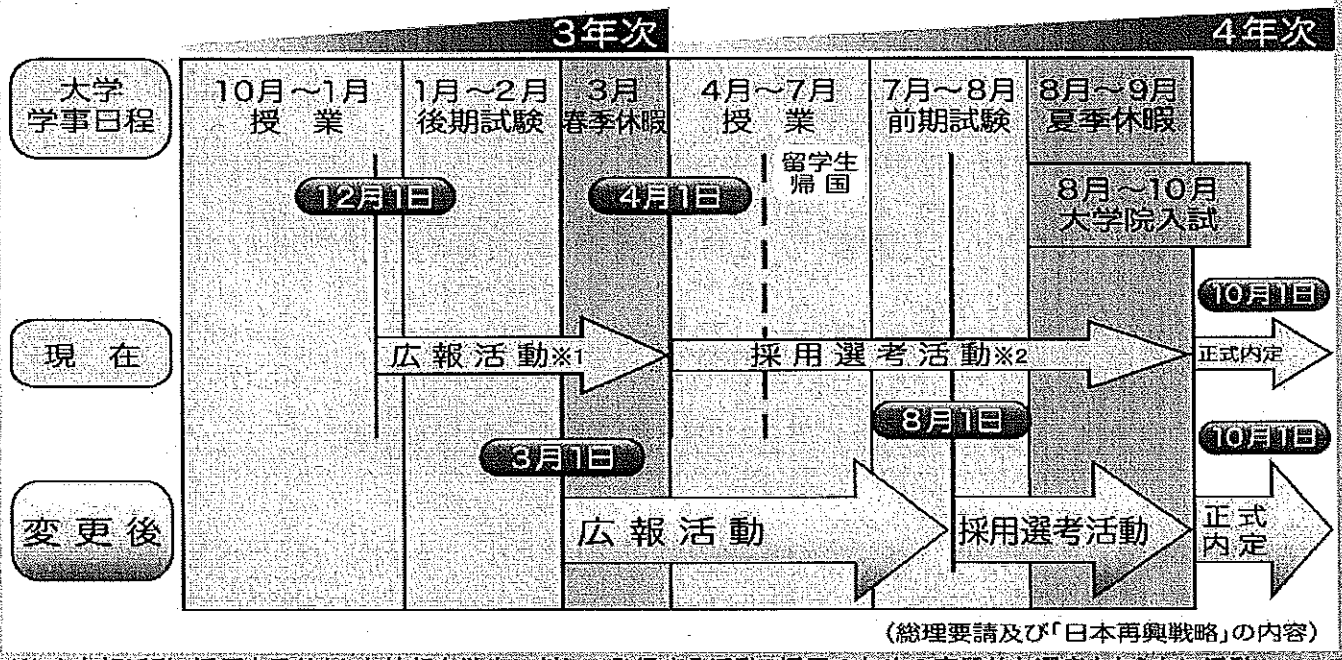

（総理要請及び「日本再興戦略」の内容）

※1）広報活動：採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。
※2）採用選考活動：採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。

図表出所：政府インターネットテレビ「稲田大臣インタビュー～就職・採用活動開始時期の変更に向けて」http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg8598.html

「日本再興戦略」(抜粋)　(平成25年6月14日閣議決定)

第Ⅱ. 3つのアクションプラン
　一. 日本産業再興プラン
　　2. 雇用制度改革・人材力の強化
　　⑤若者・高齢者等の活躍推進
　　○若者の活躍推進
　　学修時間の確保、留学等促進のための、2015年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動開始時期変更(広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に開始し、その後の採用選考活動については、卒業・修了年度の8月1日以降に開始)について、中小企業の魅力発信等、円滑な実施に向けた取組を行う。

採用選考に関する指針(抜粋)

一般社団法人日本経済団体連合会
2013年9月13日改定

3　採用選考活動早期開始の自粛
　学生が本分である学業に専念する十分な時間を確保するため、採用選考活動の早期開始を自粛する。
　具体的には、政府が閣議決定(平成25年6月14日)した「日本再興戦略」において示されている開始時期より早期に行うことは厳に慎む。
　広報活動・・・卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
　選考活動・・・卒業・修了年度の8月1日以降
4　採用内定日の遵守
　正式な内定日は、卒業・修了年度の10月1日以降とする。

大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)(抜粋)

平成25年9月27日
就職問題懇談会

1　就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施について
(2)「企業説明会」の取扱いについて
　卒業・修了前年度3月1日より前は、学内及び学外で企業等が実施する「企業説明会」(「企業説明会」「会社説明会」「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生等に発信するための説明会を指す。)に対して会場提供や協力を行わない。
(3)　学校推薦の取扱いについて
　学校推薦は、原則として卒業・修了年度8月1日以降とする。
(4)　正式内定開始について
　正式内定日は、卒業・修了年度10月1日以降である旨学生に徹底する。

【資料出所】

- 日本再興戦略　http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf
- 採用選考に関する指針　http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/081_shishin.pdf
- 「採用選考に関する指針」の手引き　http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/081_tebiki.pdf
- 大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)
　http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/09/1340139.htm

(※)いずれも、平成28年3月以降の卒業生を対象